

第25回 定期株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年12月18日（木曜日）
午前10時

開催場所

大阪府摂津市千里丘2丁目4番26号
当社本店東館1階 大会議室

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役1名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

議決権行使期限

2025年12月17日（水曜日）
午後5時30分まで



株式会社レオクラン

証券コード：7681

(証券コード 7681)
2025年12月3日
(電子提供措置の開始日 2025年11月26日)

株主各位

大阪府摂津市千里丘2丁目4番26号
株式会社 レオクラン
代表取締役社長 竹内興次

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.leoclan.co.jp/ir/meeting/>)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

尚、当日のご出席に代えて、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年12月17日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

敬具

記

1. 日 時 2025年12月18日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府摂津市千里丘2丁目4番26号
当社本店東館1階 大会議室

3. 目的 事項

- 報告事項**
1. 第25期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第25期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

-
- ◎株主総会会場にご来場される株主様と、ご来場が難しい株主様の公平性を勘案し、本株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置づけ、経営基盤の充実・強化を図るとともに、積極的な事業展開を推進し、業績の向上に努めていく所存であります。また、配当につきましても、業績の変化を反映させつつ、株主の皆様に対して継続的な利益配当の実施を基本に、将来の事業展開に備えるための内部留保の充実、業績の進展への見通し等を総合的に勘案して、株主の皆様のご期待にお応えしていきたいと考えております。

この方針のもとに、第25期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1)配当財産の種類

金銭といたします。

(2)配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 17円

総額 100,669,971円

(3)剰余金の配当が効力を生じる日

2025年12月19日

第2号議案 取締役1名選任の件

取締役尾崎健治氏は本総会終結の時をもって辞任されますので、取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本総会において選任された取締役の任期は、当社定款の規定により他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

やま さき
山崎

のどか
和

新任

社外

独立

生年月日

1961年4月6日生

所有する当社株式の数

一株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月	三菱商事株式会社入社
1991年6月	米国三菱商事株式会社（マイアミ事務所）
2002年4月	三菱商事株式会社 通信放送本部 経済協力ユニットマネージャー
2004年3月	株式会社アブリシア 代表取締役社長
2007年4月	三菱商事株式会社 ライフケア事業ユニットマネージャー
2010年4月	エム・シー・ヘルスケア株式会社 代表取締役社長
2011年4月	三菱商事株式会社 リテイル・ヘルスケア副本部長
2012年4月	同社 生活産業GCEOオフィス経営計画担当
2013年8月	国薬控股北京天星普信生物医药有限公司 董事・副総経理
2016年4月	三菱商事株式会社 執行役員 生活流通本部長
2018年4月	同社 執行役員 ヘルスケア・食品流通本部長
2020年4月	同社 執行役員 ヘルスケア本部長
2021年4月	同社 コンシューマー産業グループ 常勤顧問
2022年3月	同社 退職
2022年4月	株式会社エムエフティー 主席アドバイザー（現任）
2023年9月	日東工器株式会社 顧問（現任）

【重要な兼職の状況】

なし

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、長年の企業経営実務経験で培われた企業経営に関する豊富な知見を有しており、当社の経営監督機能の強化と持続的な企業価値向上に適任であると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 山崎和氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 山崎和氏は社外取締役候補者であります。同氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が原案通り選任された場合、独立役員として指定し、届け出る予定であります。
3. 山崎和氏の選任が承認された場合、当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、訴訟費用を補填することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役並びに子会社の役員であり、山崎和氏が選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

尚、選任された補欠監査役につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

たけ むら よし お
竹村 喜雄

生年月日

1952年6月10日生

所有する当社株式の数

5,400株

■略歴、地位及び重要な兼職の状況

1975年3月	株式会社西武百貨店（現 株式会社そごう・西武）入社
2003年4月	株式会社CDG入社 東日本営業部長
2004年6月	同社取締役東日本営業部長
2011年9月	橋本不動産株式会社入社
2014年10月	当社入社 監査室長

補欠の監査役候補者とした理由

同氏は、商社系営業部門において要職を歴任するとともに経営にも関与され、豊富な経験と高い見識を有しているほか、当社での監査室長としての経験を有しております。監査役に就任された場合に、当社の監査業務に活かしていただくため、補欠の監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 竹村喜雄氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 竹村喜雄氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社との間で、同法第423条第1項の責任について、法令が規定する額を限度として責任を負担する契約を締結する予定であります。
3. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、訴訟費用を補填することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役並びに子会社の役員であり、武村喜雄氏が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。

以上

第25期事業報告

(2024年10月1日から2025年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用と所得環境の改善を背景とした緩やかな回復基調で推移した一方で、物価上昇や中東・東欧地域をめぐる不安定な国際情勢が継続しているのに加え、米国の通商政策による影響などから景気下振れが懸念され、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが属する医療業界では、物価高騰の影響等により医療機関にとって厳しい経営環境が続いています。また、増加し続ける医療費を背景に医療制度改革が実施されており、2024年には医師の働き方改革がスタートし、医療機関はそれらに対応していくことが求められます。逼迫する人手不足問題など様々な制約がある中で、効率的・効果的に質の高い医療提供体制の構築が求められる厳しい環境となることが想定されています。

当社グループの主要事業であるメディカルトータルソリューション事業におきましては、このような顧客を取り巻く環境の変化を的確に把握して課題を解決すべく、これまでに培ってきた経験と築き上げてきた情報網を活かし、医療機関の新築・移転、再編等に伴う医療機器の一括販売、大型医療機器を中心とした医療機器及び医療情報システム(電子カルテ等)の販売を日本全国で展開しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は21,489,527千円(前期比 8.5%増)、営業利益は288,291千円(同 61.9%増)、経常利益は308,842千円(同 70.5%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は152,777千円(同12.3%増)となりました。

セグメントごとの業績につきましては、次のとおりであります。

(単位：千円)

セグメント	売上高	前期比
メディカルトータルソリューション事業	20,257,605	108.8%
遠隔画像診断サービス事業	822,326	105.7%
給食事業	409,595	98.5%
計	21,489,527	108.5%

① メディカルトータルソリューション事業

当事業におきましては、医療機関等の新築・移転、再編・統合等に伴う医療機器の一括販売、大型医療機器を中心とした医療機器及び医療情報システム（電子カルテ等）等の販売活動を展開しております。このうち、主力である医療機関等の新築・移転、再編・統合等に伴う医療機器の一括販売の売上高は、下記のとおりであります。

(単位：件、百万円)

	2024年9月期		2025年9月期		2026年9月期(予想)	
	件数	売上高	件数	売上高	件数	売上高
20億円以上の案件	1	2,942	1	3,768	—	—
10億円以上 20億円未満の案件	—	—	1	1,302	1	1,300
10億円未満の案件	10	2,449	10	3,049	12	3,252
計	11	5,392	12	8,120	13	4,552

医療機関等の新築・移転、再編・統合等に伴う医療機器の一括販売は、年度により受注件数及び受注金額の変動がありますが、当連結会計年度におきましては、大型案件の増加を主要因として前期に比べて増加しました。また、医療情報システムの売上なども増加し、それらの影響で売上総利益が増加しました。加えて、販売費及び一般管理費は人件費の減少などで前期に比して減少したため、営業利益は前期に比べて増加いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は20,257,605千円（前期比 8.8%増）、営業利益は307,984千円（同 225.7%増）となりました。

② 遠隔画像診断サービス事業

当事業におきましては、質の高い遠隔画像診断サービスの提供、放射線診断専門医の安定的確保と専門性の高いノウハウを武器に、導入医療機関及び取扱件数の増加を図り、安定した営業基盤を維持しております。当連結会計年度におきましては、読影診断数の増加により、売上高は堅調に推移し、利益面でも人件費の増加はあったものの、増収による影響で増益となりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は822,326千円（前期比 5.7%増）、営業利益は69,232千円（同 3.3%増）となりました。

③ 給食事業

当事業におきましては、介護・福祉施設等への給食サービスを行っており、新規受託施設の獲得及び既存受託施設への販売強化に注力しましたが、前期の一部施設での解約の影響により、売上高は前年同期を下回りました。また、価格の見直しなど収益性の改善に取り組んだものの、営業利益は減少いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は409,595千円（前期比 1.5%減）、営業利益は8,876千円（同 37.6%減）となりました。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は84,815千円であります。

（3）資金調達の状況

当連結会計年度においては、該当事項はありません。

なお、2025年9月16日の取締役会決議に基づき、2025年10月1日に5,000,000千円の借入を実行いたしました。

（4）対処すべき課題

①人材の確保

当社グループは、コンサルティング活動をベースとした医療機器専門商社であるため、優秀な人材を継続的に確保し、育成していくことが不可欠です。新卒定期採用を中心に、中途採用も含めて、優秀な人材の確保に努めてまいります。

また、その他の事業におきましても、優秀な人材の確保は重要な課題であるため、有資格者の人員確保、能力の向上と開発に取り組んでまいります。

②社員教育及び社員の能力向上

顧客へのコンサルティング活動は、医療に関する専門知識はもちろんのこと、IT技術支援等、当社の機能を十分に發揮し、ベストな解決策を提供することが期待されております。そのため、それぞれの専門家を育成するとともに、ワンストップで対応できるプロジェクトマネージャーの育成等、OJTを中心�に実践的な経験を数多く積ませることに加え、各種研修・セミナーへの参加推奨など、社員教育に注力してまいります。

③コンサルティング営業の強化

医療機関の新築・移転、再編・統合等に伴う医療機器の一括販売案件のコンサルティングを受注するためには、顧客からの情報収集とともに、営業プレゼンテーションを早期の段階で実施する必要があります。今後も、これらのコンサルティング営業の強化に注力し、案件を計画的かつ長期にわたって管理することによりコンサルティング活動の精度を高め、より顧客のニーズに応えられる体制を構築して、受注に繋げてまいります。

④コーポレート・ガバナンス体制の強化と内部管理体制の強化

「企業リスク管理」の観点よりコンプライアンス体制の確立を目指し、社内管理体制の充実と社員教育を徹底してまいります。当社グループは、持続的な成長と企業価値の向上のため、内部管理体制の充実が不可欠であると認識しており、役職員のコンプライアンス意識の向上、当社連結子会社の取引態様に即した内部管理体制を構築するなど、コーポレート・ガバナンス体制の強化に取り組んでまいります。

⑤グループ経営の事業基盤、機能強化

当社グループの各子会社はそれぞれ医療機関、介護・福祉施設等に向けに各種サービスを提供しております。今後各子会社が独自性を活かしつつも、グループ会社間のシナジー効果を充分に発揮して、それぞれの会社の存在価値を高めていく必要があると考えております。

また、必要に応じて、グループ会社間の再編や統合、M&Aによるグループ会社の拡充を図ってまいります。

その結果、それぞれの会社がグループの企業価値の向上に貢献し、連結ベースの各種指標の改善に寄与していくよう、事業基盤、機能を強化してまいります。

⑥新規事業の開発

既存事業の業務拡大に加えて、これまでに培ったノウハウと経験を活かして新規事業の創出にも積極的に取り組んでいきます。新たな市場を開拓し、強固な経営基盤を構築していくために、自社のリソースだけでなく、外部のリソースの活用をすることが重要と考えております、事業提携等のあらゆる可能性を追求してまいります。

以上を対処すべき課題とし、グループ全体で企業価値の向上に取り組んでまいります。株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区分	第22期 (2022年9月期)	第23期 (2023年9月期)	第24期 (2024年9月期)	第25期 (当連結会計年度) (2025年9月期)
売上高(千円)	29,767,431	26,632,145	19,804,248	21,489,527
経常利益(千円)	709,660	431,662	181,146	308,842
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	437,051	271,306	136,057	152,777
1株当たり当期純利益(円)	74.30	46.12	23.09	25.86
総資産(千円)	13,468,183	14,693,938	10,659,647	10,869,403
純資産(千円)	5,537,971	5,724,103	5,741,300	5,819,360
1株当たり純資産額(円)	915.42	946.33	943.51	951.55

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数により算出しております。
 2. 当社は、2024年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり情報の各金額を算出しております。

②当社の財産及び損益の状況

区分	第22期 (2022年9月期)	第23期 (2023年9月期)	第24期 (2024年9月期)	第25期 (当事業年度) (2025年9月期)
売上高(千円)	27,343,026	23,950,342	17,399,463	19,526,770
経常利益又は 経常損失(△)(千円)	447,944	361,533	△15,642	273,790
当期純利益(千円)	293,566	268,823	44,313	219,466
1株当たり当期純利益(円)	49.91	45.70	7.52	37.14
総資産(千円)	12,268,863	13,668,108	9,458,623	9,903,814
純資産(千円)	5,020,852	5,200,243	5,111,711	5,243,541
1株当たり純資産額(円)	853.57	884.07	865.93	885.47

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数により算出しております。
 2. 当社は、2024年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり情報の各金額を算出しております。

(6) 重要な子会社の状況（2025年9月30日現在）

会 社 名	資本金（千円）	出資比率（%）	主要な事業内容
株式会社医療開発研究所	20,000	100.0	医療機関向けコンサルティング
株式会社L&Gシステム	30,000	100.0	医療機器、医療設備及び医療情報システム等の販売
京都プロメド株式会社	71,000	52.1	遠隔画像診断サービス
株式会社ゲイト	10,000	100.0	介護・福祉施設向け給食サービス

(7) 主要な事業内容（2025年9月30日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社4社で構成されており、新築・移転時の医療機関や福祉施設等に対して、企画段階から開設に至るまでの総合的なコンサルティングを行い、医療機器・医療設備・医療情報システム等を販売する「メディカルトータルソリューション事業」、医療機関で撮影されたCTやMRI等の医用画像を遠隔で診断し、情報提供するサービスを行う「遠隔画像診断サービス事業」及び介護・福祉施設向け給食サービスを行う「給食事業」を営んでおります。

(8) 主要な営業所（2025年9月30日現在）

①当社

名 称	所在地
本 社	大阪府摂津市
東 京 事 務 所	東京都港区
物 流 セ ン タ ー	大阪府摂津市
岐 阜 営 業 所	岐阜県岐阜市

②子会社

子 会 社 名	所在地
株 式 会 社 医 療 開 発 研 究 所	東京都港区
株 式 会 社 L & G シ ス テ ム	大阪府摂津市
京 都 プ ロ メ ド 株 式 会 社	京都府京都市
株 式 会 社 ゲ イ ト	大阪府摂津市

(9) 従業員の状況（2025年9月30日現在）

①企業集団の従業員数

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
155 (68) 名	15名減 (6名増)

(注) 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間換算）であります。

②当社の従業員数

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
123 (16) 名	11名減 (7名減)	39.2 歳	8.9 年

(注) 1. 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間換算）であります。

2. 臨時従業員には、契約社員、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(10) 主要な借入先及び借入額（2025年9月30日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2025年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 21,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 5,922,000株
 (自己株式237株を含む)
 (3) 株主数 665名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
株 式 会 社 A & M	1,995,000	33.69
UH Partners 2投資事業有限責任組合	441,300	7.45
光 通 信 K K 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	384,300	6.49
株 式 会 社 U H P a r t n e r s 3	214,100	3.62
大 阪 中 小 企 業 投 資 育 成 株 式 会 社	198,000	3.34
レ オ ク ラ ン 従 業 員 持 株 会	185,900	3.14
杉 田 昭 吾	166,800	2.82
株 式 会 社 S B I 証 券	107,876	1.82
八 上 重 明	84,000	1.42
古 川 國 久	72,000	1.22
医 療 法 人 藤 井 会	72,000	1.22
ファスキアホールディングス株式会社	72,000	1.22
株 式 会 社 ユ ニ テ ィ 建 築 企 画	72,000	1.22
セ ン ト ラ ル メ デ ィ カ ル 株 式 会 社	72,000	1.22
和 田 公 良	72,000	1.22
株 式 会 社 ウ イ ン ・ イ ン タ ー ナ シ ョ ナ ル	72,000	1.22

(注) 持株比率は、自己株式（237株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2025年9月30日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	杉 田 昭 吾	京都プロメド株式会社 取締役
代表取締役社長	竹 内 興 次	株式会社 L & G システム 取締役 京都プロメド株式会社 取締役
取 締 役	山 田 敏 史	営業本部長 株式会社医療開発研究所 取締役 株式会社 L & G システム 取締役
取 締 役	田 上 誠 二	営業推進統括部統括部長 株式会社医療開発研究所 取締役 株式会社 L & G システム 取締役
取 締 役	西 本 篤 史	管理本部副本部長
取 締 役	尾 崎 健 治	—
取 締 役	小笠原 土 郎	御堂筋税理士法人 社員ファウンダー 株式会社組織デザイン研究所 取締役相談役
常 勤 監 査 役	太 田 尚 志	株式会社医療開発研究所 監査役 株式会社 L & G システム 監査役 京都プロメド株式会社 監査役 株式会社ゲイト 監査役
監 査 役	松 本 淳 一	—
監 査 役	西 村 猛	西村公認会計士事務所 所長 監査法人京立志 代表社員 株式会社オーケーエム 社外取締役(監査等委員)

- (注) 1. 取締役尾崎健治氏及び小笠原土郎氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役太田尚志氏、松本淳一氏及び西村猛氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役西村猛氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は取締役尾崎健治氏、小笠原土郎氏並びに監査役太田尚志氏、松本淳一氏及び西村猛氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 筒井照己氏及び廣川隆氏は、2024年12月19日開催の第24回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度額とする契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を填補することとしております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役並びに子会社の役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社では、役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、経営成績や企業価値の向上に意欲を有する優秀な人材を確保できる適正な水準とすることと取締役会において定めています。

取締役の基本報酬（固定報酬及び賞与）については、取締役会により、代表取締役社長に一任する旨を決議しており、代表取締役社長が各取締役の役割、貢献度、業績等を総合的に勘案して決定しております。尚、賞与につきましては、期初予算として定めた各段階利益の達成状況により、各事業年度の財務諸表の作成過程において、業績が概ね確定した段階で、その業績に基づき役員賞与の総額を決定しております。

監査役については、常勤監査役と非常勤監査役の別、業務の分掌等を勘案し、監査役の協議により各監査役の報酬を決定いたします。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、上記のとおり代表取締役社長が各取締役の役割、貢献度、業績等を総合的に勘案して決定しており、従前の支給実績に照らし問題ない内容であることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2018年10月18日であり、取締役の報酬額を年額240,000千円以内（うち社外取締役分10,000千円以内。但し、使用人分給与は含まない。）とすることを決議されております。尚、当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち社外取締役1名）であります。

また、当社の監査役の報酬に関する株主総会の決議年月日は2018年10月18日であり、監査役の報酬額を年額36,000千円以内とすることを決議されております。尚、当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長竹内興次が取締役の個人別の報酬額の具体的な内容を決定しております。代表取締役社長にこれらの権限を委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰し総合的に報酬額を決定できると判断したためです。

④取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	134,483 (7,200)	113,450 (7,200)	21,033 (—)	9 (2)
監査役 (うち社外監査役)	16,000 (16,000)	15,200 (15,200)	800 (800)	3 (3)
合計	150,483	128,650	21,833	12

（注）上表には、2024年12月19日開催の第24回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名への支払いを含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

各社外役員の兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況
取締役	尾崎 健治	当事業年度に開催された取締役会15回すべてに出席いたしました。 医療機器業界において経営者として豊富な経験を有しており、取締役会の意思決定の適正性を確保するための意見、助言を適宜行っております。
取締役	小笠原 士郎	当事業年度に開催された取締役会15回のうち13回に出席いたしました。 長年にわたる税理士としての財務及び会計の監査業務に関する高度な専門知識と幅広い経験等を有しております、また税理士法人、会社での代表としての経験を通じた企業経営に関する幅広い見識をもとに、取締役会の意思決定の適正性を確保するための意見、助言を適宜行っております。
監査役	太田 尚志	当事業年度に開催された取締役会15回及び監査役会12回すべてに出席いたしました。 長年にわたり管理部門を中心として、業界での幅広く豊富な経験に基づく高い見識を有しております、その優れた専門的な知識・経験等をもとに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、内部統制及びコンプライアンス体制等について、適宜必要な発言を行っております。
監査役	松本 淳一	当事業年度に開催された取締役会15回及び監査役会12回すべてに出席いたしました。 長年の企業経営実務経験で培われた優れた専門的な知識・経験等をもとに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、内部統制及びコンプライアンス体制等について、適宜必要な発言を行っております。
監査役	西村 猛	当事業年度に開催された取締役会15回及び監査役会12回すべてに出席いたしました。 長年にわたる公認会計士としての財務及び会計の監査業務に関する高度な専門知識と豊富な経験等を有しております、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、内部統制及びコンプライアンス体制等について、適宜必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	43,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43,500千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定概要は以下のとおりとなっております。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役及び使用人が社会人・企業人として求められる倫理観・道徳観に基づき誠実に行動し、企業倫理・法令及び定款遵守を徹底するため、コンプライアンス担当役員を置く。
- ロ. 「コンプライアンス規程」を定め、体制の構築・整備を行っていく。
- ハ. 取締役及び使用人は、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえて職務執行にあたり、研修・教育等を通じコンプライアンスの知識を高め、啓蒙活動を行っていく。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報につき、文書の作成・保存期間他その他の管理体制については法令及び「文書管理規程」等の社内規程によって管理し、取締役及び監査役はこれらの文書等を常時閲覧できるものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 職務執行にかかるリスクは、「リスク管理規程」、「内部監査規程」等の社内規程によって管理し、各部門の権限内でリスク分析・対応策の検討を行う。特に重要な案件や担当部門の権限を越えるものについては、取締役会で審議し意思決定を行う。
- ロ. 代表取締役社長直属部署である監査室は、リスク管理状況を定期的に監査するとともに、法令・定款等に違反する業務執行行為が発見され、重大なリスクが想定される場合には、直ちに社長に報告する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 定例取締役会を月1回開催し、また、必要に応じて、臨時取締役会を開催し、迅速での確な経営意思決定を行う。
- ロ. 取締役の職務の執行が効率的に行われるためには、必要である適正な職務分掌は、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」において整備する。

- ⑤当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社は、子会社に対して適切な管理を行うことを「関係会社管理規程」にて定める。
 - ロ. 当社は、子会社に対して取締役及び監査役を派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行状況を監視・監督し、監査役は子会社の業務執行状況を監査する。
 - ハ. 子会社の取締役等の職務の執行状況は、当社の取締役会において定期的に報告される。
- 二. 当社監査室により、定期的に内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告する。
- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合は、必要に応じて監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行う。
- ⑦前号の使用者の取締役からの独立性及び監査役の当該使用者に対する指示の実効性確保に関する事項
- 監査役より監査業務に必要な職務の補助の要請を受けた監査役スタッフは、独立性を確保するため、その要請に関し、取締役等の指揮命令を受けないものとする。
- ⑧取締役及び使用者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 取締役及び使用者は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役の職務執行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、その他重要な事が発生した場合、監査役に対して速やかに報告する。また、監査役は必要な都度、取締役及び使用者に対し、報告を求める。
 - ロ. 内部通報制度に基づく通報または監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、取締役及び使用者に対し不利な取り扱いを行わない。
- ⑨監査役の職務の執行について生じる費用等に関する事項
- 監査役がその職務の執行について必要な費用の支出等については、当該請求が当該監査役の職務執行に必要でないことが明らかである場合を除き、速やかに当該費用または債務の処理をする。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役は、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備及び監査上の重要な課題について意見交換することで、監査役監査の実効性を確保する体制を整備するとともに、内部監査部門と定期的な情報交換を行い緊密な連携を図る。
- ロ. 監査役または監査役会は、取締役から当社に著しい損害が発生するおそれがある旨の報告を受けた場合には、必要な調査を行い、取締役に対して助言または勧告を行うなど、状況に応じ適切な措置を講じる。
- ハ. 監査役は、会計監査人と定期的な会合を持ち、意見交換を行うとともに、必要に応じて報告を求める。

⑪財務報告の信頼性を確保するための体制

- イ. 信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制の構築、整備及び運用を行う。
- ロ. 取締役は、財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程の適切な整備及び運用を行う。
- ハ. 代表取締役社長は、財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。

⑫反社会的勢力を排除するための体制

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な企業活動に悪影響を与えるあらゆる反社会的勢力・団体とは一切関わらない。万が一、反社会的勢力からの接触があった場合は、管理本部長が総括し、全社的に対応し、必要に応じて顧問弁護士、警察等の専門家に早期に相談し、適切な処置をとる。また、使用人に対しても社内研修等を開催し、反社会的勢力に関わりを持たない意識の向上を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度中における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①取締役の職務執行

定例取締役会を月に1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、十分な議論を尽くして経営上の意思決定を行う等、職務の執行が法令及び定款に適合するよう努めております。

②監査役の職務執行

監査役は、監査役会で策定された監査方針並びに監査計画に基づき、月1回の定例監査役会に加えて必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査役相互による意見交換等を行っております。また、監査役は、取締役会を含む重要会議への出席や代表取締役社長、会計監査人及び監査室と定期的な情報交換を行い、取締役の職務の執行について監督しております。

③コンプライアンス体制

当社は、コンプライアンス意識の徹底を図るべく研修を定期的に実施することとし、インサイダー取引防止、情報セキュリティ、ハラスマント等について研修を実施しております。また、内部通報規程により、当社顧問弁護士とのホットラインを開設し、全従業員に周知することで、コンプライアンスの実効性確保・向上に努めております。

④リスク管理体制

リスク管理規程に基づき、事業の遂行に関する事項についてリスクとなるものの特定と評価を行うため、リスク管理委員会において報告並びに検討を実施しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示し、比率等については、表示桁未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表（2025年9月30日現在）

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額	
(資産の部)				
流動資産	9,298,148	流動負債	4,166,415	
現金及び預金	4,776,831	買掛金	3,470,752	
受取手形、売掛金及び契約資産	4,198,333	未払法人税等	36,538	
商品及び製品	20,842	契約負債	281,747	
原材料及び貯蔵品	2,214	賞与引当金	103,099	
前渡金	248,763	役員賞与引当金	10,800	
その他	54,129	その他	263,477	
貸倒引当金	△2,965	固定負債	883,627	
固定資産	1,571,254	退職給付に係る負債	300,473	
有形固定資産	273,209	役員退職慰労引当金	496,039	
建物及び構築物	223,360	その他	87,114	
その他	49,849	負債合計	5,050,042	
無形固定資産	95,877	(純資産の部)		
その他	95,877	株主資本	5,559,623	
投資その他の資産	1,202,166	資本金	545,975	
投資有価証券	607,191	資本剰余金	505,551	
繰延税金資産	162,771	利益剰余金	4,508,263	
その他	432,203	自己株式	△166	
		その他の包括利益累計額	75,224	
		その他有価証券評価差額金	75,224	
		非支配株主持分	184,511	
		純資産合計	5,819,360	
資産合計	10,869,403	負債・純資産合計	10,869,403	

連結損益計算書 (2024年10月1日から2025年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	21,489,527
売上原価	18,747,677
売上総利益	2,741,850
販売費及び一般管理費	2,453,559
営業利益	288,291
営業外収益	
受取利息	7,024
受取配当金	3,300
助成金収入	1,635
保険解約返戻金	14,023
その他	2,421
	28,405
営業外費用	
持分法による投資損失	3,980
コミットメントフィー	744
シンジケートローン手数料	2,000
固定資産除却損	352
その他	777
	7,854
経常利益	
税金等調整前当期純利益	308,842
法人税、住民税及び事業税	308,842
法人税等調整額	
当期純利益	137,146
非支配株主に帰属する当期純利益	171,695
親会社株主に帰属する当期純利益	18,917
	152,777

連結株主資本等変動計算書 (2024年10月1日から2025年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	542,869	502,444	4,453,871	△166	5,499,019
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	3,106	3,106			6,212
剰余金の配当			△98,386		△98,386
親会社株主に帰属する当期純利益			152,777		152,777
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	3,106	3,106	54,391	—	60,604
当期末残高	545,975	505,551	4,508,263	△166	5,559,623

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	70,687	70,687	171,593	5,741,300
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)				6,212
剰余金の配当				△98,386
親会社株主に帰属する当期純利益				152,777
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	4,537	4,537	12,917	17,455
当期変動額合計	4,537	4,537	12,917	78,059
当期末残高	75,224	75,224	184,511	5,819,360

(注) 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書の記載金額は、いずれも千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称 (株)医療開発研究所 (株)L&Gシステム

京都プロメド(株) (株)ゲイト

当連結会計年度において、当社の連結子会社であった株式会社レオクラン東海は、当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称

関連会社の数 1社

関連会社の名称 (株)T U ホームケア

株式会社 T U ホームケアは、当連結会計年度において、新たに株式を取得したことにより、関連会社に該当することとなったため、持分法適用の関連会社に含めることといたしました。

(3) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

a. その他有価証券

市場価格のない株 時価法

式等以外のもの (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株 移動平均法による原価法
式等

b. 棚卸資産の評価基準 主として総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)
及び評価方法

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

- a. 有形固定資産（リー
ス資産を除く）
但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を
除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及
び構築物については、定額法を採用しております。
尚、主な耐用年数は下記のとおりであります。
建物及び構築物 3～39年
- b. 無形固定資産（リー
ス資産を除く）
定額法を採用しております。
尚、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可
能期間（主に5年）に基づいております。
- c. 所有権移転外ファイ
ナンス・リース取引
に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用
しております。

③重要な引当金の計上基準

- a. 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率
により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能
性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- b. 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額
に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
- c. 役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に
に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
- d. 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に
基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該
履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- a. メディカルトータルソリューション事業
i. 医療機器等の販売
医療機器、医療設備、医療情報システム及び医療消耗品の受注販売を行っております。
顧客による商品の検収により、当該商品に対する支配が移転し、履行義務が充足されるこ
とから、通常は商品が顧客に検収された時点で収益を認識しております。出荷時から顧客
による検収までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。
取引の対価は、履行義務を充足してから概ね2ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素
は含まれておりません。

なお、代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

ii. 保守・メンテナンスサービス

販売した医療機器の保守、メンテナンスサービスを提供しております。保守・メンテナンスサービスについては、顧客との保守契約に基づいて保守サービスを提供する履行義務を負っており、主として期間の経過により履行義務が充足されることから、一定の期間にわたり収益を認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから概ね2ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

iii. コンサルティング

医療機器の選定等のコンサルティングサービスを提供しております。成果物の作成等を履行義務とするものについては、所定の成果物を納入し顧客に検収された時点で履行義務を充足したと判断し、同時点で収益を認識しております。継続的な業務の提供を履行義務とするものについては、顧客は業務の進捗に応じて便益を享受するため、履行義務は一定の期間にわたり充足されると判断し、一定の期間にわたり収益を認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから概ね1ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

b. 遠隔画像診断サービス事業

遠隔画像診断サービス事業では、顧客である医療機関で撮影されたMRI、CT等の画像データを遠隔で放射線診断専門医が診断し、情報を提供するサービスを行っております。画像診断レポートを顧客に提供した時点で収益を認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから概ね1ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

c. 給食事業

給食事業では、介護・福祉施設等への普通食、療養食などの食事を提供する給食サービスを行っております。各施設で必要となる食事を納品または配膳することが履行義務であり、顧客に納品または配膳が完了した時点で収益を認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから概ね1ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

⑤その他連結計算書類作成のための基本となる事項

退職給付に係る会計処理 退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る方法
当連結会計年度末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

担保に供している資産 建物及び構築物 5,072千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

804,990千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当連結会計年度末 (株)
発行済株式				
普通株式	1,967,800	3,954,200	—	5,922,000
自己株式				
普通株式	79	158	—	237

- (注) 1. 当社は、2024年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。
 2. 普通株式の発行済株式総数の増加3,954,200株は、株式分割による増加3,935,600株、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加18,600株であります。
 3. 普通株式の自己株式数の増加158株は株式分割によるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年12月19日 定時株主総会	普通株式	98,386	50	2024年 9月30日	2024年 12月20日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
 2025年12月18日開催の定時株主総会において、次の議案を提案する予定であります。

株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	100,669	17	2025年 9月30日	2025年 12月19日

- (注) 当社は、2024年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。2024年9月期については、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、業績計画や設備投資計画に基づき必要な資金を銀行借入や社債発行により調達する方針であります。資金運用については、安全性を最優先とする短期運用を中心とし、デリバティブ取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また投資有価証券は、主に投資信託や業務上の関係を有する取引先の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権である受取手形及び売掛金について、当社の与信管理規程に従い、顧客ごとの与信設定を行うとともに、取引先ごとに期日及び残高を管理する体制としております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

b. 市場リスクの管理

当社が保有する投資有価証券については、主に投資信託や業務上の関係を有する取引先の株式であり、定期的に時価を取締役会に報告するとともに、発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤信用リスクの集中

当期の決算日現在における営業債権のうち、特定の大口顧客に対するものはありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日（当期の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	511,271	511,271	—
資産計	511,271	511,271	—

(注1) 「現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「買掛金」「未払法人税等」については、現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は、以下のとおりです。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	45,000
関係会社株式	50,919

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	108,270	—	—	108,270
投資信託	—	403,001	—	403,001
資産計	108,270	403,001	—	511,271

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

また、投資信託は、市場における取引価格が存在せず、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるなどの重要な制限がないため、基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	メディカル トータルソリュ ーション事業	遠隔画像診断 サービス事業	給食事業	
医療機器等	17,363,460	—	—	17,363,460
保守・コンサル	2,874,884	—	—	2,874,884
遠隔画像診断	—	822,326	—	822,326
給食	—	—	409,595	409,595
顧客との契約から生じる収益	20,238,344	822,326	409,595	21,470,266
その他の収益	19,260	—	—	19,260
外部顧客への売上高	20,257,605	822,326	409,595	21,489,527

(注) その他の収益には、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)に基づく賃貸収入等が含まれております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	
受取手形	5,390
売掛金	3,706,072
	3,711,463
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	
受取手形	149,671
売掛金	3,965,711
	4,115,382
契約資産（期首残高）	109,798
契約資産（期末残高）	82,950
契約負債（期首残高）	53,114
契約負債（期末残高）	281,747

契約資産は、主に医療機関との保守契約において、履行義務の充足に係る進捗度に基づき認識された収益の対価に対する権利であります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該保守契約に関する対価は、履行義務の充足に従い、概ね2ヶ月以内に受領しております。

契約負債は、顧客から受け取った前受金に関するもので、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、42,320千円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。当該履行義務は医療機関に対する保守、メンテナンスサービスに関するものであります。残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	113,136
1年超	203,560
合計	316,696

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 951円55銭
(2) 1株当たり当期純利益 25円86銭

8. 重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2025年8月19日開催の取締役会において、ファスキアホールディングス株式会社の株式を取得することを決議し、2025年10月1日に同社株式を取得し、同社を子会社化いたしました。

(1) 取引の概要

①被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称	ファスキアホールディングス株式会社	
事業の内容	グループ会社の経営管理 (グループ会社が医療機器等の販売、補聴器の販売、病院・介護施設、宿泊施設等向けレンタル事業を展開)	
事業の規模	連結純資産	4,736,930千円
	連結総資産	10,040,063千円
	連結売上高	20,958,503千円
	連結営業利益	725,456千円
	連結当期純利益	503,416千円
	(注) 2025年8月期の数値であり、当社の会計監査人の監査証明を受けおりません。	

なお、被取得企業の株式取得に伴い、同社の100%子会社である株式会社フォーム、株式会社シンコム及び中京三洋株式会社の3社についても当社の子会社となります。

②企業結合を行った理由

当社グループは、「医療、福祉、保健に関わる人達のすべてのニーズに応え、付加価値を提供していく。」というミッションを掲げ、医療機関、健診施設及び介護・福祉施設等に対して、医療機器の選定等のコンサルティング業務をベースに、医療機器、医療設備及び医療情報システムの販売、付帯する保守・メンテナンスサービス並びに内装工事や設置工事の請負を行う「メディカルトータルソリューション事業」を主力事業として展開しております。

ファスキアホールディングス株式会社を親会社とするファスキアグループは、「業界の仕組みと流通を革新する医療専門商社」として設立され、Sympathy (人情)、Sincerity (誠実)、Spurt (奮闘) の3つの「S」をモットーに、東海地方を中心として、医療機器販売事業、補聴器販売事業、レンタル事業を展開しています。

ファスキアホールディングス株式会社の株式を取得することにより、当社は企業規模の拡大とポートフォリオ強化による経営の安定化、またそれぞれの強み・ノウハウを活かして、東海地方を中心に、協業により高い相乗効果が期待でき、企業価値向上につながるものと考えております。

③企業結合日

2025年10月1日（みなし取得日 2025年9月1日）

④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

⑤結合後企業の名称

変更はありません。

⑥取得した議決権比率

100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	6,898,946千円
取得原価		6,898,946千円

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等 251,782千円

(4) 発生したのれんの金額、発生要因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び受け入れる負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

(資金の借入)

当社は、上記の株式取得に関する必要な資金の調達をするため、2025年9月16日開催の取締役会において、借入契約（ブリッジローン）を締結することを決議し、2025年10月1日に契約を締結いたしました。

(1) 借入先	株式会社三井住友銀行
(2) 借入金額	5,000,000千円
(3) 借入実行日	2025年10月1日
(4) 借入期間	4ヶ月間
(5) 金利	基準金利+スプレッド
(6) 担保等の有無	無担保 ファスキアホールディングス株式会社、株式会社フォームの連帯保証
(7) 財務制限条項	各事業年度の決算期における連結および単体の損益計算書に記載される経常損益を2回連続して損失としないこと。

貸借対照表（2025年9月30日現在）

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額	
(資産の部)				
流動資産	8,284,714	流動負債	3,913,733	
現金及び預金	3,870,947	買掛金	3,369,437	
受取手形	149,671	リース債務	1,725	
売掛金及び契約資産	3,811,128	未払金	78,044	
商品	17,958	未払費用	73,584	
貯蔵品	630	未払法人税等	12,853	
関係会社短期貸付金	38,000	契約負債	277,787	
前渡金	248,763	前受賃料	2,722	
前払費用	39,168	預り金	10,733	
その他	108,985	賞与引当金	86,544	
貸倒引当金	△539	役員賞与引当金	300	
固定資産	1,619,099	固定負債	746,539	
有形固定資産	219,784	リース債務	4,313	
建物	193,783	退職給付引当金	300,473	
構築物	2,656	役員退職慰労引当金	359,239	
車両運搬具	203	資産除去債務	55,688	
工具、器具及び備品	17,266	その他	26,825	
リース資産	5,358			
建設仮勘定	517			
無形固定資産	83,983	負債合計	4,660,272	
ソフトウェア	52,035	(純資産の部)		
ソフトウェア仮勘定	31,240	株主資本	5,168,316	
その他	708	資本金	545,975	
投資その他の資産	1,315,330	資本剰余金	504,247	
投資有価証券	556,271	資本準備金	447,975	
関係会社株式	239,519	その他資本剰余金	56,272	
出資金	10	利益剰余金	4,118,259	
関係会社長期貸付金	145,000	利益準備金	24,500	
破産更生債権等	125	その他利益剰余金	4,093,759	
長期前払費用	6,892	別途積立金	2,100,000	
繰延税金資産	149,069	繰越利益剰余金	1,993,759	
その他	218,441	自己株式	△166	
		評価・換算差額等	75,224	
		その他有価証券評価差額金	75,224	
資産合計	9,903,814	純資産合計	5,243,541	
		負債・純資産合計	9,903,814	

損益計算書 (2024年10月1日から2025年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	19,526,770
売上原価	17,316,921
売上総利益	2,209,849
販売費及び一般管理費	2,025,063
営業利益	184,786
営業外収益	
受取利息	7,192
受取配当金	62,700
不動産賃貸収入	18,845
保険解約返戻金	14,023
その他	6,220
	108,982
営業外費用	
不動産賃貸原価	16,103
シンジケートローン手数料	2,000
その他	1,874
	19,977
経常利益	273,790
特別利益	
抱合せ株式消滅差益	10,104
税引前当期純利益	283,895
法人税、住民税及び事業税	30,290
法人税等調整額	34,138
当期純利益	64,428
	219,466

株主資本等変動計算書 (2024年10月1日から2025年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	542,869	444,869	56,272	501,141
事業年度中の変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）	3,106	3,106		3,106
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計	3,106	3,106	—	3,106
当期末残高	545,975	447,975	56,272	504,247

	株 主 資 本				自己株式	
	利益剰余金					
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
		別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	24,500	2,100,000	1,872,679	3,997,179	△166	
事業年度中の変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）					6,212	
剰余金の配当			△98,386	△98,386	△98,386	
当期純利益			219,466	219,466	219,466	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	—	—	121,080	121,080	—	
当期末残高	24,500	2,100,000	1,993,759	4,118,259	△166	
					5,168,316	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	70,687	70,687	5,111,711
事業年度中の変動額			
新株の発行（新株予約 権の行使）			6,212
剰余金の配当			△98,386
当期純利益			219,466
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	4,537	4,537	4,537
事業年度中の変動額合計	4,537	4,537	131,830
当期末残高	75,224	75,224	5,243,541

(注) 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の記載金額は、いずれも千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等 時価法

以外のもの (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産及び投資不動産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。
但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

尚、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～31年

構築物 10～20年

車両運搬具 5年

工具、器具及び備品 3～15年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。
尚、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主に5年）に基づいております。

③所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

③役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①医療機器等の販売

医療機器、医療設備、医療情報システム及び医療消耗品の受注販売を行っております。顧客による商品の検収により、当該商品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、通常は商品が顧客に検収された時点で収益を認識しております。出荷時から顧客による検収までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから概ね2ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

なお、代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

②保守・メンテナンスサービス

販売した医療機器の保守、メンテナンスサービスを提供しております。保守・メンテナンスサービスについては、顧客との保守契約に基づいて保守サービスを提供する履行義務を負っており、主として期間の経過により履行義務が充足されることから、一定の期間にわたり収益を認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから概ね2ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

③コンサルティング

医療機器の選定等のコンサルティングサービスを提供しております。成果物の作成等を履行義務とするものについては、所定の成果物を納入し顧客に検収された時点で履行義務を充足したと判断し、同時点で収益を認識しております。継続的な業務の提供を履行義務とするものについては、顧客は業務の進捗に応じて便益を享受するため、履行義務は一定の期間にわたり充足されると判断し、一定の期間にわたり収益を認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから概ね1ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

2. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産	建物	5,072千円
------------	----	---------

(2) 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額	623,605千円
---------------------------	-----------

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示されたものを除く）

短期金銭債権	1,478千円
短期金銭債務	4,193千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	2,525千円
-----	---------

仕入高	5,300千円
-----	---------

営業取引以外の取引による取引高	81,869千円
-----------------	----------

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	79	158	-	237

(注) 1. 当社は、2024年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の自己株式数の増加158株は株式分割によるものであります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因是、賞与引当金の否認、退職給付引当金の否認等であります。

繰延税金負債の発生の主な原因是、その他有価証券評価差額金によるものであります。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
(株)ゲイト	所有 直接 100%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注)	—	関係会社 長期貸付金	145,000

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

8. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	885円47銭
1株当たり当期純利益	37円14銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

「連結注記表 8.重要な後発事象に関する注記（取得による企業結合）」の記載内容と同一のため省略しております。

(資金の借入)

「連結注記表 8.重要な後発事象に関する注記（資金の借入）」の記載内容と同一のため省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月14日

株式会社レオクラン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務 執 行 社 員	公認会計士 中 田 明
指定有限責任社員 業務 執 行 社 員	公認会計士 安 田 秀 樹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社レオクランの2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社レオクラン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

- 連結注記表「重要な後発事象に関する注記（取得による企業結合）」に記載されているとおり、会社は2025年8月19日開催の取締役会にて、ファスキアホールディングス株式会社の株式を取得することを決議し、2025年10月1日に同社株式を取得し、同社を子会社化した。
- 連結注記表「重要な後発事象に関する注記（資金の借入）」に記載されているとおり、会社はファスキアホールディングス株式会社の株式取得に関連する必要な資金の調達をするため、2025年9月16日開催の取締役会において、株式会社三井住友銀行と5,000,000千円の借入契約（ブリッジローン）を締結することを決議し、2025年10月1日に契約を締結した。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月14日

株式会社レオクラン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務 執 行 社 員	公認会計士 中 田 明
指定有限責任社員 業務 執 行 社 員	公認会計士 安 田 秀 樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社レオクランの2024年10月1日から2025年9月30日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

- 個別注記表「重要な後発事象に関する注記（取得による企業結合）」に記載されているとおり、会社は2025年8月19日開催の取締役会にて、ファスキアホールディングス株式会社の株式を取得することを決議し、2025年10月1日に同社株式を取得し、同社を子会社化した。
- 個別注記表「重要な後発事象に関する注記（資金の借入）」に記載されているとおり、会社はファスキアホールディングス株式会社の株式取得に関連する必要な資金の調達をするため、2025年9月16日開催の取締役会において、株式会社三井住友銀行と5,000,000千円の借入契約（ブリッジローン）を締結することを決議し、2025年10月1日に契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証とともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上 の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月14日

株式会社レオクラン 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	太田尚志	印
社外監査役	松本淳一	印
社外監査役	西村猛	印

以上

株主総会会場ご案内図

会場 大阪府摂津市千里丘2丁目4番26号
当社本店東館1階 大会議室
TEL 06-6387-1554



交通のご案内

- 東海道本線「千里丘駅」西口より徒歩3分
- 駐車台数に限りがあるためお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。